

提 案 書 の 募 集 に つ い て

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので提案書を募集いたします。

業務の内容	令和6年度 かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託
業務の仕様等	別添仕様書のとおり
契約期間	契約締結の日～令和6年11月20日（水）
業務実施要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。</p> <p>(2) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。</p> <p>(3) 「令和6年度 かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託に関する企画提案募集要項」に示す業務を履行する能力を有すること。</p> <p>(4) 本事業が受ける助成事業（文化庁「伝統文化親子教室事業（地域展開型）」及び一般財団法人地域創造「地域伝統芸能等保存事業 地方フェスティバル事業」）の助成要綱等に記載された内容を確認し、それらの規定を遵守すること。</p> <p>(5) 公立文化施設や地方公共団体が主催する伝統芸能事業の制作における実績（令和3年度以降3年間）を有すること。</p> <p>(6) 公立文化施設や地方公共団体が主催する伝統芸能事業の運営に関し相当の知識・経験を有する職員を配置することができ、実施目的に沿った事業運営が可能な者であること。</p> <p>(7) 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。</p> <p>(8) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。</p> <p>(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(10) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。</p> <p>(11) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。</p> <p>(12) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会することについて同意できること。</p>
提案していただく内容	別添募集要項に記載のとおり
審査会開催予定日	令和6年6月下旬（審査は書面で行います。出席の必要はありません。）

* 選定に当たっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があ

るときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

- * 上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、業務実施要件を満たしていることを確認できる書類を添付して、令和6年6月25日（火）までに次の担当所属あて提案書の提出をしてください。選定結果については、令和6年7月10日（水）までに通知を発出いたします。
なお、上記の内容に違反する、また要件を満たすことが確認できなかつた場合には、提案書は無効となります。
- * 本プロポーザルの結果、選定された事業者と契約を締結する際に取り交わす契約書には、次の内容の条文を設けます。
 - (1) 業者調査への協力
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等

(担当所属名) かながわ伝統芸能祭実行委員会事務局 (神奈川県文化課紅葉ヶ丘駐在事務所内)	(問合せ先) 藤岡 Tel 045-263-4475 Fax 045-241-7088
---	--